

第18期 定時株主総会 招集ご通知

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

招集ご通知提供書面

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

株主総会参考書類

開催情報

日時：平成29年9月26日（火曜日）

午前10時 開会

場所：静岡県沼津市上土町100-1

沼津リバーサイドホテル 3階
「駿河」

（詳しくは末尾の会場ご案内図
をご参照ください。）

 **CanBas**
Cancer therapy by Basic research

証券コード：4575

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<http://p.sokai.jp/4575/>



株 主 各 位

静岡県沼津市大手町二丁目2番1号
株式会社キャンバス
代表取締役社長 河 邊 拓 己

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月25日（月曜日）までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年9月25日（月曜日）午後11時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県沼津市上土町100-1
沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」
（詳しくは末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

【報告事項】 第18期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）
事業報告の内容、計算書類の内容報告の件

【決議事項】

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
以 上

<株主報告会開催のお知らせ>

株主総会終了後、株主報告会を開催いたします。お時間が許しましたら、宜しくご出席のほどお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.canbas.co.jp>）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使用いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。（毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によってはご利用できない場合もございます。）

[議決権行使ウェブサイト] <http://www.evote.jp/>

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議決権を行使してください。
- (3) 郵送とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、平成29年9月25日（月曜日）午後11時まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使用いただき、ご不明点等ございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以 上

《提供書面》

事業報告

(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、大部分の癌細胞の細胞周期（細胞分裂に至る過程）が正常細胞と異なることに着目したアプローチに基づき、抗癌剤の基礎研究および臨床開発、ならびにそのために必要な提携パートナーの獲得活動に取り組んでおります。

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物CBP501は、非小細胞肺癌（扁平上皮癌を除く）および悪性胸膜中皮腫を対象とした臨床第2相試験を終了しました。この臨床試験のデータの詳細解析からわかった「癌微小環境」「癌免疫」「癌幹細胞」などに関わるCBP501の多様な作用を踏まえ、現在、免疫チェックポイント阻害抗体との併用による新たな臨床試験（フェーズ1b試験）の準備を進めています。開発にかかる提携パートナーの確保を目指した活動も積極的に展開しておりますが、当事業年度中の提携パートナーの確保には至りませんでした。

2つ目の候補化合物CBS9106については、平成26年12月にライセンス契約を締結した米国 Stemline Therapeutics, Inc.（以下「Stemline社」）が、進行固形癌患者を対象とし主に安全性の評価を目的とした臨床第1相試験を進めています。

さらに当社は、これらの2つの候補化合物の後続パイプラインとなる新規候補化合物の探索・創出に向けて、当社独自の細胞表現型薬剤スクリーニング法による探索研究と、CBP501に関する新たな知見を基にした「次世代CBPプロジェクト」からの創出に取り組み、東京大学医学部附属病院と、ファルマバレープロジェクト（静岡県産業振興財団、静岡県立大学）と、それぞれ共同研究を進めています。これらの取り組みから当社は現在、CBP-A、CBP-B、ID0/TD0阻害剤など複数の次世代パイプラインを有しています。さらに当事業年度において当社は、新たな免疫系抗癌剤の創出を目指し、富士フィルム株式会社と共同研究契約を締結しました。

以上の結果、当事業年度の事業収益は、Stemline社とのライセンス契約に基づくテクニカルアドバイザリーフィー109,852千円を計上いたしました。

また、当事業年度の研究開発費は、例年水準の基礎研究費支出にCBP501臨床試験準備費用ならびに次世代CBPプロジェクト関連の支出が加わり、前期比21,259千円減少の294,921千円となりました。販売費及び一般管理費は、前期比33,578千円増加の221,756千円となり、研究開発費と合わせた事業費用は、前期比12,319千円増加し、516,678千円となりました。また、固定資産の減損処理に伴い特別損失17,595千円を計上いたしました。この結果、営業損失は406,825千円（前事業年度営業損失399,115千円）、経常損失は400,652千円（前事業年度経常損失413,739千円）、当期純損失は419,498千円（前事業年度当期純損失414,989千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、当事業年度において、新株予約権の行使により、総額(払込金額の合計)380,828千円の資金を調達いたしました。

これらに伴う発行株式数は469,000株であります。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 15 期 平成26年6月期	第 16 期 平成27年6月期	第 17 期 平成28年6月期	第 18 期 平成29年6月期 (当事業年度)
事業収益(千円)	—	60,958	105,243	109,852
経常利益(千円) (△は損失)	△480,229	△265,714	△413,739	△400,652
当期純利益(千円) (△は純損失)	△376,269	△266,964	△414,989	△419,498
1株当たり 当期純利益 (△は純損失)	△101円45銭	△62円50銭	△85円77銭	△83円37銭
総資産(千円)	397,480	997,859	967,273	993,281
純資産(千円)	334,668	964,775	929,138	927,094
1株当たり 純資産額	82円48銭	206円02銭	179円60銭	157円78銭

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、大部分の癌細胞の細胞周期（細胞分裂に至る過程）が正常細胞と異なることに着目した強固なアプローチに基づき、独自の創薬エンジンを基に技術とプロダクトの両方を自社で創出する「創薬企業」として、付加価値の高いビジネスモデルを志向しております。

このために当面対処すべき経営課題を以下のとおり認識し、それぞれ対応を実施しております。

- ・CBP501の臨床試験推進と提携パートナーの獲得
- ・CBS9106の臨床試験推進・追加提携獲得
- ・創薬エンジンの改良・充実と新規化合物パイプライン獲得

(6) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

事	業	内	容
医薬品事業		医薬品の研究開発	

(7) 主要な営業所（平成29年6月30日現在）

名	称	所	在	地
本社		静岡県沼津市		

(8) 従業員の状況（平成29年6月30日現在）

区	分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	5 (-) 名	2 (-) 名減	46歳	10年
女	性	5 (1) 名	1 (-) 名減	40歳	10年
合計または平均		10 (1) 名	3 (-) 名減	43歳	10年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年齢および平均勤続年数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 15,000,000株

(注) 平成28年9月27日開催の第17期定時株主総会決議に基づく定款の一部変更により、平成28年9月27日付で、発行可能株式総数を8,000,000株から15,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 普通株式 5,494,600株

(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数は469,000株増加しております。

(3) 株主数 4,903名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	303,000	5.51
大 村 明	204,200	3.71
メ リ ル リ ン チ 日 本 証 券 株 式 会 社	172,900	3.14
株 式 会 社 S B I 証 券	130,000	2.36
カ ブ ド ッ ト コ ム 証 券 株 式 会 社	127,200	2.31
楽 天 証 券 株 式 会 社	104,900	1.90
株 式 会 社 大 村 洋 品 店	68,900	1.25
明 壁 義 蔵	55,000	1.00
河 邊 な お み	50,000	0.91
山 下 智 平	40,600	0.73

(注) 持株比率は、自己株式（390株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末の当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成29年6月30日現在）

発行決議の日			平成21年 5月22日	平成22年 10月22日	平成28年 5月25日
新株予約権等の数			590個	625個	1,415個
新株予約権等の目的となる 株式の種			普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権等の目的となる 株式の数			59,000株	62,500株	141,500株
新株予約権等の発行価額			無償	無償	無償
新株予約権等の権利行使価額			1,589円	783円	848円
権利行使期間			平成23年5月23日 から平成31年5月 23日まで	平成24年11月9日 から平成29年11月 8日まで	平成30年6月9日 から平成35年6月 8日まで
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 215個 目的となる株式数 21,500株 保有者数 2人	新株予約権の数 470個 目的となる株式数 47,000株 保有者数 3人	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 3人
		社外取締役	—	—	—
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 3,500株 保有者数 1人	新株予約権の数 175個 目的となる株式数 17,500株 保有者数 3人

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（平成29年6月30日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
河邊 拓己	代表取締役社長		
加登住 眞	取締役 最高財務責任者	管理部	(株)トレタ 監査役
坂本 一良	取締役	経営企画室	
松崎 恭子	取締役（監査等委員）		
白川 彰朗	取締役（監査等委員）		(株)インテリジェント・キャピタル ゲイト代表取締役 (株)ウィルグループ社外取締役
古田 利雄	取締役（監査等委員）		弁護士法人クレア法律事務所代 表弁護士
小宮山 靖行	取締役（監査等委員）		社会保険労務士法人みくりや社 中代表

- (注) 1. 当社は、平成28年9月27日開催の第17期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役松崎恭子、監査役白川彰朗、監査役古田利雄の各氏は任期満了による退任後、各々監査等委員である取締役に就任しております。
- また、平成28年9月27日開催の第17期定時株主総会において、新たに小宮山靖行氏は監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）松崎恭子氏、取締役（監査等委員）白川彰朗氏、取締役（監査等委員）古田利雄氏および取締役（監査等委員）小宮山靖行氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）白川彰朗氏および取締役（監査等委員）古田利雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項に基づき、取締役（監査等委員）との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	当事業年度にかかる 報酬等の総額	摘 要
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	3名 （－）	71,758千円 （－）	（注）2
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	4名 （4名）	17,089千円 （17,089千円）	（注）3
監 査 役 （内、社外監査役）	3名 （3名）	5,246千円 （5,246千円）	（注）4
合 計 （内、社外役員計）	7名 （4名）	94,095千円 （22,336千円）	（注）5

- (注) 1. 上記には、平成28年9月27日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名（内、社外監査役3名）を含めております。なお当社は、平成28年9月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役報酬限度額は、平成22年9月28日開催の第11期定時株主総会決議による、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額100,000千円以内であります。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は、平成28年9月27日開催の第17期定時株主総会決議による、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額120,000千円以内であります。
3. 取締役（監査等委員）報酬限度額は、平成28年9月27日開催の第17期定時株主総会決議による、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額45,000千円以内であります。
4. 監査役報酬限度額は、平成22年9月28日開催の第11期定時株主総会決議による、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額30,000千円以内であります。
5. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

(3) 社外役員その他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)白川彰朗氏は、株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト代表取締役および株式会社ウィルグループ社外取締役であります。当社と株式会社インテリジェント・キャピタルゲイトおよび株式会社ウィルグループとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)古田利雄氏は、弁護士法人クレア法律事務所代表弁護士であります。当社と弁護士法人クレア法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)小宮山靖行氏は、社会保険労務士法人みくりや社中代表であります。当社と社会保険労務士法人みくりや社中との間には特別な関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	松 崎 恭 子	当事業年度に開催された取締役会17回の全回および監査役会3回・監査等委員会10回の全回に出席いたしました。主に常勤監査役・監査等委員会委員長としての見地から、必要に応じ、取締役による日々の業務執行の態様などについて、発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	白 川 彰 朗	当事業年度に開催された取締役会17回および監査役会3回・監査等委員会10回の全回に出席いたしました。ベンチャー投資会社やベンチャー企業での経験、広範な経理・財務関係、証券関係、法務関係の知識に基づき、主に経理・財務面の監査にかかる発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会17回および監査役会3回・監査等委員会10回の全回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	小宮山 靖 行	当事業年度に開催された取締役会のうち就任後の期間に開催された取締役会14回および監査等委員会10回の全回に出席いたしました。社会保険労務士として多数の企業で顧問業務を行ってきた経験および知識に基づき、主に当社のコンプライアンスの実践についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	13,300千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画および監査手続きの概要、報酬見積の算出根拠（監査業務の実施体制および実施日数）などが適切であるかどうかについて、過去の実績、および類似会社の会計監査人の報酬事例に照らして検証したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告する。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款第36条第2項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

当社が制定している内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施する。

さらに、取締役による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人および監査等委員会による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程および運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。

また、使用人による法令等に抵触もしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属しておらず、また当社の子会社・関係会社も存在しないため、当該体制は特に有していない。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査等委員会の判断により、当社の規模に鑑み、監査等委員会の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査等委員会が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査等委員会の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査等委員会補助職務を担う場合には、監査等委員会の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役（監査等委員である取締役を除く。）以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、監査等委員会にかかる業務に優先して従事する。また、当該補助使用人の人事処分には監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

また、監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査等委員は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査等委員会による監査の実効性を確保する。

当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員会に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役および使用人に周知徹底する。

当社は、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なでないこと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法および関連法令等への適合性を確保する。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「キャンパス行動規範」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応する。

① この基本方針および規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針および規程等を常に見直し、必要に応じ改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、単一事業所からなる小規模・少人数組織であり、そのフラットな組織構成の利点を生かし、内部統制システムの運用を行っております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 定例取締役会が毎月1回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査等委員を交え活発な質疑応答が行われている。
- ・ 定例取締役会に引き続き、コンプライアンス委員会が開催されており、経営レベルでのコンプライアンス関連事項につき議論している。
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
- ・ 内部監査を通じて、取締役による職務執行の態様およびコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書管理規程、情報システム管理規程および運用実施要領が整備されている。
- ・ 内部監査を通じて、文書管理の態様につきモニタリングを行っている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 平時においては、取締役会等において、新たなリスクの認識とその対応につき議論されている。
- ・ 有事に対応するため、危機管理規程が整備されている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会が毎月 1 回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査等委員を交え活発な質疑応答が行われている。
 - ・ 予算管理規程に基づき、年度予算編成方針および年度予算案が予算委員会において策定され、取締役会で承認されている。
 - ・ 年度予算の執行状況が月次の定例取締役会で報告されている。
 - ・ 内部監査を通じて、予算編成プロセスの適正性ならびに予算執行の適正性・効率性につきモニタリングを行っている。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
 - ・ 内部監査を通じて、使用人による職務執行の態様ならびにコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。
- ⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当事項はありません。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の判断により、現状、監査等委員会の業務補助のための補助使用人を設置していないが、監査等委員会規程において同使用人の整備を取締役に要請できる旨定められている。

⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は、経営層会議のほか、主要な業務レベル会議に適宜出席し、質疑応答を行っている。また、稟議書、主要な契約書等の重要文書の閲覧を通じて、職務執行の状況をモニタリングしている。
- ・ 監査等委員は、会計監査人との定期的なミーティングを通じて情報交換を行っているほか、監査等委員と内部監査人は日常的に情報交換を行っている。
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されており、当該通報・報告をしたことを理由とした不利な取扱いを禁止するとともに、役職員に周知徹底している。また、内部監査を通じて、コンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。
- ・ 監査等委員による職務執行にかかる費用の精算は、適宜滞りなく行われている。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法に規定される内部統制報告制度にかかる内部監査は、内部統制委員会によって毎期承認された経営者評価計画書に基づき実施されており、発見事項およびその改善状況が内部統制委員会に報告されている。また、内部統制報告書案は内部統制委員会での審議を経て取締役会で承認されている。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ・ 反社会的勢力対応要領に基づき、同勢力への対応窓口を管理部に一本化する旨、全役職員に周知徹底している。

⑪ この基本方針および規程等の見直しについて

- ・ この基本方針については、少なくとも年1回見直しが行われている。
- ・ 諸規程に関しては、諸規程管理規程に基づき定期的に見直しが行われている。
- ・ 内部監査を通じて、諸規程見直しの状況につきモニタリングを行っている。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	973,558	流 動 負 債	66,187
現金及び預金	889,368	未 払 金	43,561
売 掛 金	56,054	未 払 法 人 税 等	20,882
貯 蔵 品	1,030	預 り 金	1,743
前 払 費 用	11,810	負 債 合 計	66,187
未 収 消 費 税 等	15,259	純 資 産 の 部	
そ の 他	32	株 主 資 本	866,913
固 定 資 産	19,723	資 本 金	4,165,986
無 形 固 定 資 産	220	資 本 剰 余 金	4,152,836
そ の 他	220	資 本 準 備 金	4,152,836
投 資 そ の 他 の 資 産	19,503	利 益 剰 余 金	△7,451,693
長 期 前 払 費 用	243	そ の 他 利 益 剰 余 金	△7,451,693
そ の 他	19,260	繰 越 利 益 剰 余 金	△7,451,693
資 産 合 計	993,281	自 己 株 式	△215
		新 株 予 約 権	60,180
		純 資 産 合 計	927,094
		負 債 純 資 産 合 計	993,281

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
事 業 収 益	109,852
事 業 費 用	516,678
研 究 開 発 費	294,921
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	221,756
営 業 損 失	406,825
営 業 外 収 益	6,173
受 取 利 息	214
為 替 差 益	5,859
そ の 他	99
経 常 損 失	400,652
特 別 損 失	17,595
減 損 損 失	17,595
税 引 前 当 期 純 損 失	418,248
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,250
当 期 純 損 失	419,498

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
平成28年7月1日残高	3,974,048	3,960,898	△7,032,195	△215	902,535
事業年度中の変動額					
新株の発行	191,938	191,938			383,876
当期純損失(△)			△419,498		△419,498
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	191,938	191,938	△419,498	－	△35,621
平成29年6月30日残高	4,165,986	4,152,836	△7,451,693	△215	866,913

	新株予約権	純資産合計
平成28年7月1日残高	26,602	929,138
事業年度中の変動額		
新株の発行		383,876
当期純損失(△)		△419,498
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	33,577	33,577
事業年度中の変動額合計	33,577	△2,044
平成29年6月30日残高	60,180	927,094

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
たな卸資産 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法 (ただし、建物 (平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く) については定額法)
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～18年
工具、器具及び備品 2年～10年
無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
3. 繰延資産の処理方法 株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
4. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記していた「営業外収益」の「雑収入」は、当事業年度において営業外収益の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の雑収入は99千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 267,956千円

(損益計算書に関する注記)

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

1. 資産のグルーピングの方法
事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。
2. 減損損失の認識に至った経緯
継続的な営業損失の計上により減損の兆候が認められたことから、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額致しました。

3. 減損損失の金額の内訳は次のとおりであります。

建物	12,765千円
工具、器具及び備品	4,333千円
ソフトウェア	496千円

上記は、本社における研究用設備、事務用機器等であります。

なお、資産の回収可能価額の算定にあたっては、市場価格を適切に反映していると考えられる評価額に基づく正味売却価額を使用しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	5,025,600	469,000	—	5,494,600

(注) 当事業年度増加数469,000株は、平成27年7月9日付で第三者割当によりメルリンチ日本証券株式会社に対し付与した行使価額修正条項付き新株予約権の権利行使に伴うものであります。

2. 自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	390	—	—	390

3. 新株予約権の目的となる株式の数(行使期間の初日が到来していないものを除く)

株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
	当事業年度期首	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末
普通株式	786,500	—	470,500	316,000

(注) 当事業年度減少数のうち469,000株は、平成27年7月9日付で第三者割当によりメルリンチ日本証券株式会社に対し付与した行使価額修正条項付き新株予約権の権利行使に伴うものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰越欠損金	1,453,510千円
その他	34,300千円
繰延税金資産小計	1,487,811千円
評価性引当額	△1,487,811千円
繰延税金資産合計	—千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。

デリバティブ取引については行っておりません。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品にかかるリスク

売掛金については、取引先の信用リスクに晒されておりますが、短期的な決済期日のものであります。

未払金は、一部外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、短期的な支払期日のものであります。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク

売掛金については管理部門が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

② 為替変動リスク

外貨建ての営業債務に関しては、資金計画の策定期間と実際の支払時期の間に生じる為替変動リスクをヘッジするため、為替相場および当社財務状況等を踏まえ、支払時期より前に外貨を調達することがあります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における売掛金の全額が、特定の取引先に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	889,368	889,368	—
(2) 売掛金	56,054	56,054	—
(3) 未消費税等	15,259	15,259	—
資産計	960,683	960,683	—
(1) 未払金	43,561	43,561	—
(2) 未払法人税等	20,882	20,882	—
(3) 預り金	1,743	1,743	—
負債計	66,187	66,187	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	889,368	—	—	—
売掛金	56,054	—	—	—
未収消費税等	15,259	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 157円78銭

2. 1株当たり当期純損失(△) △83円37銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失(△) △419,498千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式にかかる当期純損失(△) △419,498千円

期中平均株式数 5,031千株

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年8月8日

株式会社キャンパス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鳴原泰貴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木努 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンパスの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

第18期監査等委員会監査報告

当監査等委員会は、2016年7月1日から2017年6月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、2016年7月1日から定時株主総会終了（2016年9月27日）までの期間については、監査役監査を参考にいたしました。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2017年8月10日

株式会社キャンパス 監査等委員会

監査等委員 松 崎 恭 子 ⑩

監査等委員 白 川 彰 朗 ⑩

監査等委員 古 田 利 雄 ⑩

監査等委員 小宮山 靖 行 ⑩

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

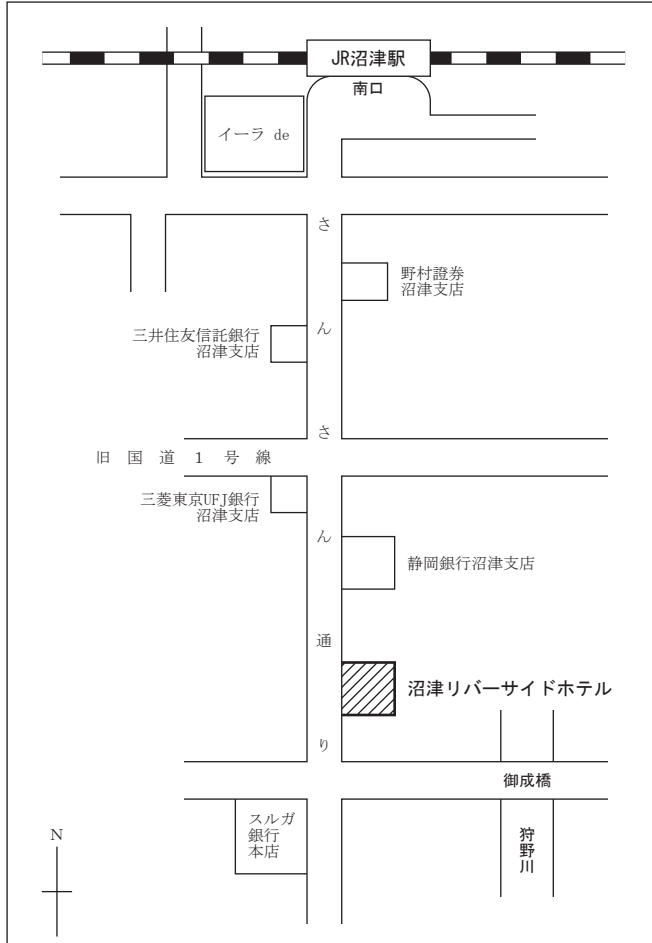
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	河邊 拓己 (昭和33年7月24日)	平成2年3月 京都大学大学院分子医学系 専攻修了 医学博士取得 平成2年4月 京都大学ウイルス研究所助手 平成12年4月 名古屋市立大学医学部 分子医学研究所助教授就任 平成13年3月 当社取締役就任 平成15年5月 当社代表取締役社長就任 (現任)	8,300株
2	加登住 真 (昭和39年3月30日)	平成12年4月 エムビーエルベンチャーキャピ タル(株)取締役就任 平成12年9月 当社取締役就任 平成17年9月 当社取締役最高財務責任者兼管 理部長就任(現任) 平成28年2月 (株)トレタ監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)トレタ監査役	1,800株
3	坂本 一良 (昭和38年4月15日)	昭和63年4月 チェースマンハッタン銀行東京 支店入行 平成16年4月 NIFコーポレート・マネジメント (株)取締役就任 平成20年12月 当社管理部企画担当 平成22年2月 当社経営企画室長 平成22年9月 当社取締役経営企画室長 就任(現任)	3,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：静岡県沼津市上土町100-1 沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」



【交通機関のご案内】

J R 沼津駅南口より 徒歩 約10分
J R 三島駅（新幹線）より タクシー 約20分